

# **地域再生計画**

## **1 地域再生計画の名称**

愛知県まち・ひと・しごと創生（2023-2027）推進計画

## **2 地域再生計画の作成主体の名称**

愛知県

## **3 地域再生計画の区域**

愛知県の全域

## **4 地域再生計画の目標**

### **4－1 人口減少にできる限り歯止めをかけ、人口減少下でも安心・快適に暮らせる社会を構築**

- 本県の年間出生数は 1970 年代の半分以下にまで落ち込む等深刻な状況が続いているおり、少子化対策は最重要の課題である。
- また、本県の生産年齢人口も減少傾向にある一方で、労働力人口は、2016 年以降は増加を続けているが、今後も同様に労働力人口を維持・拡大し、日本一の産業県である本県の産業を支える人材を確保していくためには、性別・年齢・国籍・障害の有無に関わらず、全ての人が活躍する社会づくりを更に推進する必要がある。
- 一方で、グローバル化・デジタル化・脱炭素化の流れは加速化しており、「CASE」や「MaaS」といった自動車産業の変革、アジア諸国の成長によるグローバル競争の激化等、本県の経済・産業にとって大きな変革期を迎えていく。
- こうした新たな時代の流れを力に変えて、本県の最大の強みであるモノづくり産業を始めとするすべての産業力を更に強化するとともに、イノベーションを促進し、新たな産業やカーボンニュートラルに関わる革新的な技術等を創出していくことで、国内外から更に人を呼び込んでいく必要がある。また、農林水産業や中小企業等、地域を支える就業の場を確保し、地域の人口維持を図つ

ていくことも重要である。

- さらに、デジタルの力を活用すること等により、誰一人取り残さない、全ての人が安心感を持てる社会の実現を目指し、地域の持続的な発展を図ることも必要である。
- また、「ジブリパーク」を始めとした新たな魅力の創造・発信等により、本県に関心を持つ層の拡大を図るとともに、県内大学の魅力づくり・活性化等を進めることにより、若者を中心とした人材を引きつける魅力ある地域づくりを進める必要がある。
- 人材の定着を図るためにには、単なる「働き手」としてではなく、地域活動へ参画する等、地域の担い手としても活躍できる、誰もが生涯にわたって、希望や生きがいを持って働き、暮らしていける地域づくりを進めることが重要である。

#### **4－2 若者の東京圏への流出を抑制するだけでなく東京圏から還流する取組を推進**

- 全国的に東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に対して人口流出が続く中で、本県の東京圏に対する転出超過数は、10,171人（2022年）となっており、東京圏への転出超過数は若年層が全体の35.3%を占めている。特に、20～24歳の女性の転出超過数が多く、本県の若年人口（20～39歳）に占める女性の割合が男性に比べて小さい一因となっていると考えられる。こうした男女比率のアンバランスは、未婚率の上昇やそれに伴う少子化の進行、地域社会の活力低下等、本県の持続的な発展に影響をもたらすことが懸念される。
- このため、県内における女性の更なる活躍促進に資するよう、女性の再就職や起業への支援、女性が働きやすい環境づくりを推進するとともに、女性活躍企業の魅力発信等により、若年女性の大学卒業後の就職時における東京圏への流出の抑制を図る必要がある。
- また、東京圏にはない本県の魅力を引き続き発信していくことで、U I J ターンの更なる促進等、東京圏等からの人材の還流や定着を図ることが重要である。
- また、テレワークの普及や地方移住への関心の高まり等の変化を捉え、本県への新たな人の流れを創出する必要がある。

#### 4－3 県内各地域の人口動向と課題等を整理するとともに今後の方向性や具体的施策を提示することによる地域活力の維持

- 県内市町村の人口は、全 54 市町村のうち 43 市町村で減少しており、人口減少地域は県内全域に広がっている。
- 県内各地域には、製造業から、農林水産業、商業・サービス業等、あらゆる産業がバランス良く発展している。地域の雇用を創出するとともに、移住先としての魅力を高めるため、更なる産業育成に取り組むことが重要である。
- また、豊かな自然や歴史・伝統文化、レクリエーション施設等、多種多様な地域資源の魅力を県内外に発信し、関係人口としてのつながりをつくることで、活力ある地域づくりや、将来的な移住者の拡大を図ることが重要である。
- 地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、そうした地域においては、地域外の人材が関係人口として多様な形で関わりを持ち続け、地域づくりの担い手となることが期待されており、関係人口の創出・拡大に取り組んでいくことが必要である。
- 人口減少や高齢化が進む中にあっても、持続的で活力あるまちづくりを進めため、デジタルの力を活用し、集約型のまちづくりや商店街の活性化に取り組むとともに、地域の医療体制、防災対策、公共交通ネットワークや I C T のネットワーク等の維持・充実を図る必要がある。
- 単に近隣の自治体間で限られた人口を奪い合うのではなく、各自治体が連携して、住民の就職・結婚・出産・子育ての希望を叶え、東京一極集中の是正に向けた取組を促進するとともに、人口減少下においても誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを進めていかなければならない。
- そのためには、各地域における人口動向と課題等を整理し、今後の方向性や具体的施策を示した上で、県と市町村が連携して取組を推進することが重要である。

上記のような基本的な考え方方に加えて、4つの重視する視点となる「デジタルの活用」、「SDG s の重視」、「With/After コロナを見据えた取組の推進」、「多様な主体との連携・協働」を踏まえ、「人口減少にできる限り歯止めをかける」と「人口減少下でも県内各地域が活力を維持し、全ての人が活躍でき、安心・快適に暮らせる社会を構築する」の2つの方針の下に、次の7つの基本目標を設定

し、それぞれの目標を実現していくための具体的な施策・事業を実施する。

- ・基本目標1 結婚・出産・子育て環境づくり
- ・基本目標2 人の流れづくり
- ・基本目標3 しごとづくり
- ・基本目標4 魅力づくり
- ・基本目標5 暮らしの安心を支える環境づくり
- ・基本目標6 活力ある地域づくり
- ・基本目標7 県全体のデジタル化の推進

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	若者（25～44歳）の完全失業者数	35,000人	25,000人以下	基本目標1
	女性（25～44歳）の労働力率	79.8%	78.8%以上	
イ	県外との転出入者数	13,572人 (過去20年間 ：2003～2022年の年平均)	14,000人	基本目標2
	労働力人口の全国シェア	6.2% (過去5年間 ：2015～2019年の平均)	6.2%	
ウ	県内総生産の全国シェア	7.5% (過去5年間 ：2016～2020年)	7.6%	基本目標3

		の平均)		
	製造品出荷額等の全国シェア	14.0% (過去10年間 : 2008~2017年の平均)	15%程度	
	輸出額の全国シェア	19.6% (過去5年間 : 2018~2022年の平均)	21.0%	
	農林水産業の産出額	3,437億円 (過去5年間 : 2017~2021年の平均)	3,500億円	
	就業者数	414万人 (過去5年間 : 2018~2022年の平均)	年390万人を維持	
	1人当たり県民所得	国を19.3%上回る (過去5年間 : 2016~2020年度の平均)	全国平均を25%上回る	
工	観光入込客数	9,363万人	1億2千万人	基本目標4
	観光消費額	6,997億円	1.1兆円	
	愛知県を訪れる観光客の満足度	33.4%	50.0%	
才	健康寿命	男72.85年 女76.09年	男72.85年 を上回る 女76.09年	基本目標5

			を上回る	
	労働力率	65.3%	64.5%を上回る	
力	1人当たり県民所得 【再掲】	国を19.3%上回 る (過去5年間： 2016～2020年度 の平均)	全国平均を25% 上回る	基本目標6
	三河山間地域及び離島の 観光客数	【三河山間地域】 653万人 【離島】 42万7千人	【三河山間地域】 660万人 【離島】 52万8千人	
キ	デジタル人材育成研修 受講者数（累計）	1,599人	7,600人	基本目標7
	授業中にＩＣＴを活用し て指導できる教員の割合	73.5%	100%	

※「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2023-2027（愛知県人口問題対策プラン）」では2027年度を目標に施策を推進しており、2024年度の目標値は設けていないが、本計画上では2024年度の暫定の目標値として掲載する。

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

愛知県まち・ひと・しごと創生（2023-2027）推進事業

#### ア 結婚・出産・子育て環境づくり事業

- イ 人の流れづくり事業
- ウ しごと事業
- エ 魅力づくり事業
- オ 暮らしの安心を支える環境づくり事業
- カ 活力ある地域づくり事業
- キ 県全体のデジタル化の推進事業

## ② 事業の内容

### ア 結婚・出産・子育て環境づくり事業

若者の就職・職場定着支援等により、経済的安定を図るとともに、結婚・出産・子育て支援の更なる充実や、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることにより、若い世代が希望を持って働き、暮らし、安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる。

#### 【具体的な事業】

- ・キャリア教育の推進等若者の就労支援や地元定着促進
- ・結婚サポートの実施等結婚・出産・子育て支援
- ・女性の活躍促進に向けた働きやすい環境づくりを推進 等

### イ 人の流れづくり事業

成長分野等の企業誘致や、大学の魅力づくりの取組により、チャレンジ精神を持った若者を引きつける魅力の向上を図るとともに、U I J ターン希望者や留学生と県内企業とのマッチング支援、女子大学生等への女性活躍企業の魅力発信等により、地元人材の定着や東京圏等からの人口流入・定着を促す。

#### 【具体的な事業】

- ・戦略的な企業誘致活動や外国・外資系企業の誘致を推進
- ・大学等の資源を地域の活性化に生かす取組の推進
- ・交流人口や関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進 等

### ウ しごとづくり事業

産業構造、人々の働き方、ライフスタイルが大きな変革期を迎える中で、時代の流れを力に変え、本県最大の強みであるモノづくり産業を始め、農林水産業を含めたあらゆる産業において、「産業首都あいち」として、競

争力を高めるとともに、イノベーションによる新たな「しごと」の創出や、次代を担う人材の育成・確保を更に推進する。

#### 【具体的な事業】

- ・充電インフラ・水素ステーション等の整備を促進
- ・スタートアップの育成・集積
- ・官民連携によるイノベーションの創出を促進 等

### エ 魅力づくり事業

「ジブリパーク」を始めとした新たな魅力の創造・発信や愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」を核とした更なる国際交流の推進、「第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）・第 5 回アジアパラ競技大会」等のスポーツや伝統文化を生かした賑わいづくり等、国内外から人を引きつける魅力ある地域をつくる。

#### 【具体的な事業】

- ・産業観光等本県独自の魅力に加え、新たな魅力を創造・発信
- ・多様化する旅行者ニーズへの対応
- ・インバウンドの拡大に向けた効果的な情報発信や受入環境の整備 等

### オ 暮らしの安心を支える環境づくり事業

「人生 100 年時代」と言われる中、医療・介護・福祉の充実に加えて、労働や地域活動への参加を促進することで、性別・年齢・国籍・障害の有無に関わらず、誰もが生涯にわたって活躍でき、能力を最大限に發揮できるような共生社会を実現する。

#### 【具体的な事業】

- ・健康づくりと介護予防の一体的な推進
- ・高齢者や障害のある人等の就労・社会参加の促進
- ・外国人の地域への早期適応の促進や就労支援 等

### カ 活力ある地域づくり事業

人口問題は県全体に関わる重要な課題と捉え、地域資源を生かした魅力の発信等により関係人口を創出・拡大し、活力ある地域づくりの促進を図る取組を行う。また、経済・社会・環境が調和した持続可能な地域の実現に向けて、SDGs の理念を踏まえた様々な取組を進める。

### 【具体的な事業】

- ・東三河地域における観光・産業振興や就業促進
- ・三河山間地域・三河湾の島々の暮らしの安心を支える環境の整備
- ・都市と農山漁村との交流等を通じた活力ある地域づくりの推進 等

### キ 県全体のデジタル化の推進事業

県全体の活性化を促進するため、経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力を活用して社会課題の解決や魅力向上を図り、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会をつくる。

### 【具体的な事業】

- ・デジタル人材の育成・確保
- ・市町村のスマートシティの取組を促進
- ・中小企業等へのテレワーク導入・定着支援 等

※なお、詳細は「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2023-2027（愛知県人口問題対策プラン）」のとおり。

### ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4の【数値目標】と同じ。

### ④ 寄附の金額の目安

10,000,000 千円（2023～2024 年度累計）

### ⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

有識者等からなる検証組織により、毎年度7月頃に、施策・事業の進捗状況や数値目標、重要業績評価指標（ＫＰＩ）の達成状況についての検証を行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直す。検証後速やかに本県公式ＷＥＢサイト上で公表する。

### ⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで